

# 「農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める 省令の一部を改正する省令(案)」に対する パブリックコメントの実施結果について

## ○意見の提出状況

意見の提出件数 8 件

【農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（別表第1）の一部を改正する省令】

意見の概要	意見に対する考え方
<p>1. 農薬使用者の責務に下記の要旨の内容をぜひ加えて頂きたいと思えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農薬使用時には自己圃場以外に飛散させてはならない。等</li> </ul>	<p>頂いた御意見は、今回募集した省令別表第1への「チアジニル」等の追加に関するものではありませんが、農薬の飛散防止については、農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（以下「省令」という。）第4条及び第6条で定めているところです。</p>
<p>2. 農薬購入時に販売業者から農薬に関する詳しい説明を受けること。</p>	<p>頂いた御意見は、今回募集した省令別表第1への「チアジニル」等の追加に関するものではありませんが、都道府県において販売店に農薬の取扱いに関する研修を終了した農薬指導管理士（都道府県の認定）を置く施策を推進しています。</p>
<p>3. 調製して使用し、余った農薬の河川等への廃棄を禁止すること。</p>	<p>頂いた御意見は、今回募集した省令別表第1への「チアジニル」等の追加に関するものではありませんが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条において、何人もみだりに廃棄物を捨ててはならないとされています。</p>
<p>4. 農薬使用履歴を書いて、提出することを義務付けること。</p>	<p>頂いた御意見は、今回募集した省令別表第1への「チアジニル」等の追加に関するものではありませんが、省令第9条では記帳についての努力規定を設けているところです。</p>
<p>5. 農薬使用に関する講習会を開き、その受講を義務付ける等の措置を講ずること。</p>	<p>頂いた御意見は、今回募集した省令別表第1への「チアジニル」等の追加に関するものではありませんが、農薬の使用規制を大幅に強化した改正農薬取締法の趣旨の徹底を図っているところです。</p>
<p>6. 18歳以下のものに農薬の散布に関する業務につかせない（適用事業以外の場合にも）。</p>	<p>頂いた御意見は、今回募集した省令別表第1への「チアジニル」等の追加に関するものではありませんが、農作業における安全性の観点から、農林水産省では「農作業安全のための指針」（平成14年農林水産省生産局長通知）（<a href="http://anzenweb.brain.go.jp/webdata/shishin.htm#I">http://anzenweb.brain.go.jp/webdata/shishin.htm#I</a>）において、年少者に対する配慮として、薬剤の取扱いは行わせないことと明記し都道府県等を通じ指導しているところです。</p>

<p>7. 慣行栽培の農家も農薬の使用状況を公開すべき。</p>	<p>頂いた御意見は、今回募集した省令別表第1への「チアジニル」等の追加に関するものではありませんが、現在、農産物への農薬の使用状況等の栽培履歴を記帳して、その情報を店頭やホームページで開示する取組も増えてきておりますので、そのような取組を支援していきたいと考えております。</p>
<p>8. 食用農作物に対して遵守義務となっている総使用回数は、「種苗のは種から収穫に至るまでの間の回数」となっていますが、は種を行う前の種子消毒も回数に含めるのでしょうか。</p>	<p>頂いた御意見は、今回募集した省令別表第1への「チアジニル」等の追加に関するものではありませんが、省令第2条第1項第5号に規定する総使用回数には、は種の準備段階としての種子消毒も含めて考えております。</p>